

## 様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月26日

都道府県知事  
福田 富一 殿

## 提出者

住 所 栃木県栃木市西方町本城1062番地8  
氏 名 株式会社DNPファインケミカル宇都宮  
代表取締役社長 池上 健  
電話番号 0282-92-0321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社DNPファインケミカル宇都宮
事業場の所在地	栃木県栃木市西方町本城1062番地8
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1639 有機化学工業製品製造業 1651 医薬品製造業
②事業の規模	48.2億円(令和4年度売上実績)
③従業員数	100名(令和5年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙5のとおり		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙5のとおり		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙6のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙6のとおり		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
(これまでに実施した取組) 別紙6のとおり			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
(今後実施する予定の取組) 別紙6のとおり			

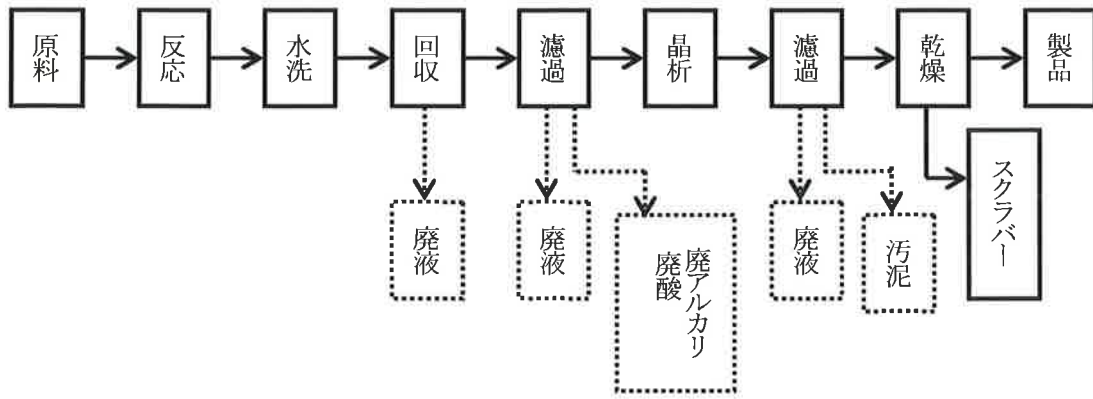
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙7のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙7のとおり		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙7のとおり		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙7のとおり		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	736.982 t	
	(今後実施する予定の取組等) 全ての廃棄物において、外部へ処理委託する際は電子マニフェストシステムを利用する。		
※事務処理欄			

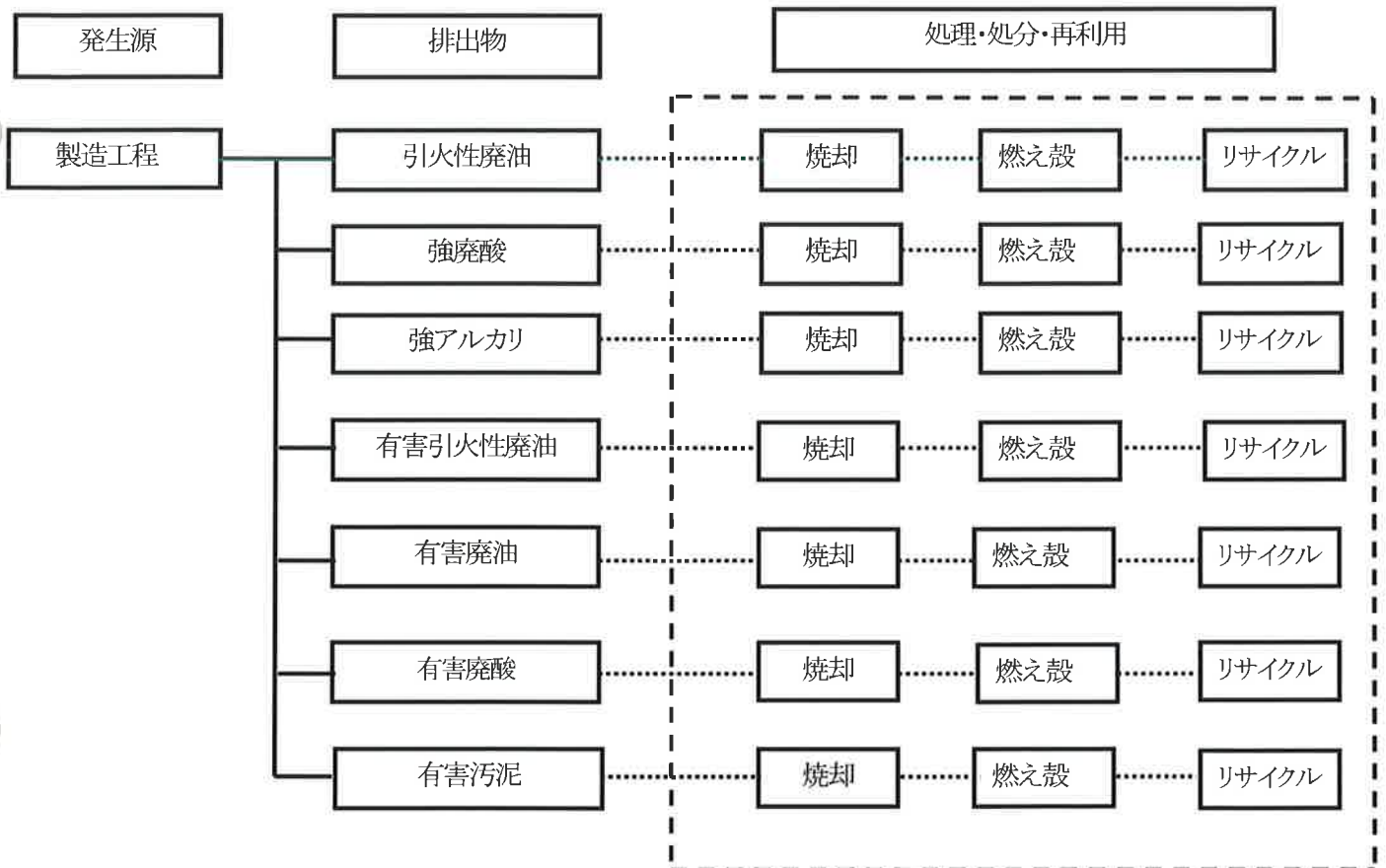
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理工程フローシート



製造工程フローシート

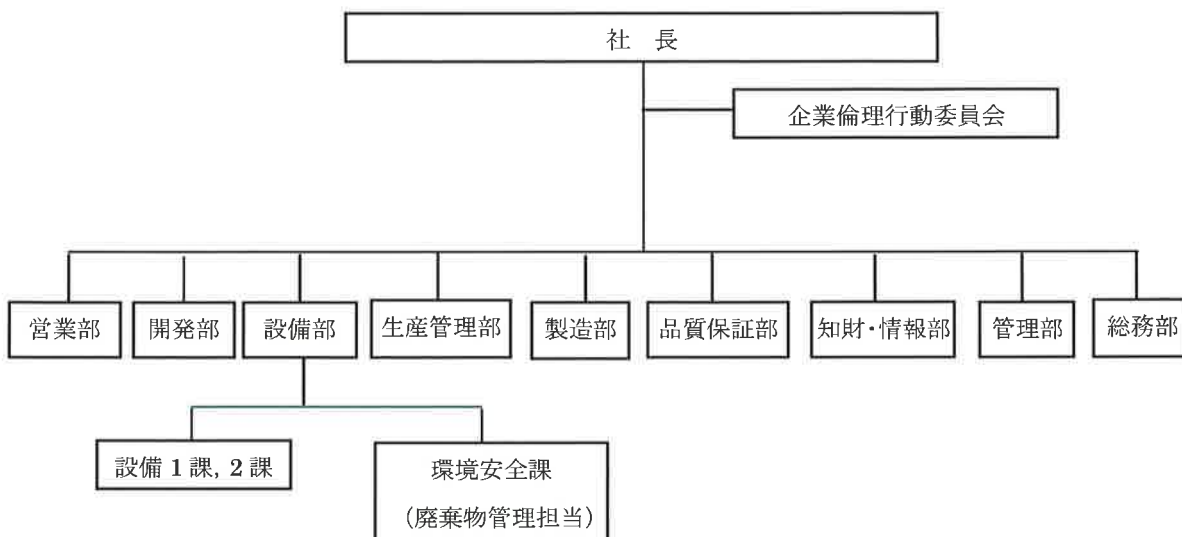


排出物処理フロー図

..... 排出物の流れ  
 - - - 廃棄物委託処理部分の範囲

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 組織図



(2) 職務分担

役 割	責任者	職 務 内 容
設備部	部長	廃棄物の保管及び処理に関する事項について全般的な決定・承認を行う。
環境安全課	課長	廃棄物に係る届出や報告を行なうと共に、廃棄物管理担当者からの廃棄物の処理及び保管に関する提案に対し、検討し改善指示を行う。
廃棄物管理担当	環境安全課長	廃棄物の保管管理、処理業者への委託管理、マニフェスト管理を行う。廃棄物に関する分別・保管・排出等各事項の検討及び提案を行う。排水処理施設の維持管理・新規技術の検討を行う。
企業倫理行動委員会	社長	廃棄物管理を含む環境マネジメントシステム全般の計画および検討進捗状況を審議し、状況に応じて対策指示を行う。
開発部	部長	新製品・既存製品のプロセス設計を行う上で、発生する廃棄物を最小化することをテーマに検討指示を行う。



特別管理産業廃棄物  
令和4年度実績値及び令和5年度目標値

	燃えやすい廃油		燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		pH2.0以下廃酸		pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		pH12.5以上の廃アルカリ		廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	
	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)	実績[t] (令和4年度)	目標[t] (令和5年度)
排出量	398.492	385.859	0.135	0.000	127.135	141.254	0.000	0.000	210.506	193.071	0.001	0.000	0.712	0.000	0.001	0.000
自己再生利用量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己熱回収量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己中間処理減量化量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己埋立処分又は海洋投入処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全処理委託量	398.492	385.859	0.000	0.000	127.135	137.415	0.000	0.000	210.506	213.600	0.001	0.000	0.712	0.000	0.001	0.000
優良認定処理業者への処理委託量	398.492	385.859	0.000	0.000	127.135	137.415	0.000	0.000	210.506	213.600	0.001	0.000	0.712	0.000	0.001	0.000
再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特別管理産業廃棄物	令和4年度 実績排出量(t)	令和5年度 目標量(t)
燃えやすい廃油	398.492	385.859
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.135	0.000
pH2.0以下廃酸	127.135	141.254
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.000	0.000
pH12.5以上の廃アルカリ	210.506	193.071
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.001	0.000
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.712	0.000
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	0.001	0.000
合計	736.982	720.184

別紙4

<特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
燃えやすい廃油	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めた。 ②廃棄物廃油の社内処理と有価物化を進めた。 ③生産工程見直しにより、機器洗浄溶剤削減を実施した。	昨年度までの取組を継続する。
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めた。	昨年度までの取組を継続する。
pH2.0以下廃酸	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めた。 ②中和による強廃酸の排出削減を実施した。	昨年度までの取組を継続する。
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めた。	昨年度までの取組を継続する。
pH12.5以上の廃アルカリ	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めた。 ②中和による廃アルカリの排出削減を実施した。	昨年度までの取組を継続する。
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めている。	昨年度までの取組を継続する。
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	①製品設計時において、廃棄物の発生を減らす設計・組立を進めた。	昨年度までの取組を継続する。

## 別紙5

## ＜特別管理産業廃棄物の分別に関する事項＞

	分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後実施する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
燃えやすい廃油	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。
pH2.0以下廃酸	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。
pH12.5以上の廃アルカリ	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	工程毎に発生した廃棄物を分別し、廃棄物保管倉庫内で他の産廃と分別保管している。	昨年度までの取組を継続する。

## 別紙6

## ＜自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
燃えやすい廃油	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むも	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。
pH2.0以下廃酸	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むも	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。
pH12.5以上の廃アルカリ	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	自社での再生利用はない。	自社での再生利用はない。

## ＜自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
燃えやすい廃油	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むも	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。
pH2.0以下廃酸	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むも	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。
pH12.5以上の廃アルカリ	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	自社での中間処理はない。	自社での中間処理はない。

別紙7

＜自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
燃えやすい廃油	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物)	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。
pH2.0以下廃酸	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物)	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。
pH12.5以上の廃アルカリ	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	自社での埋立処分はない。	自社での埋立処分はない。

＜特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
燃えやすい廃油	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。
燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。
pH2.0以下廃酸	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。
pH12.5以上の廃アルカリ	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	①優良業者へ処理委託している。 ②1回/年の処分業者の視察を実施している。	①処理委託先を複数化し廃棄物停滞のリスクを回避すると共に有価物化を検討する。 ②処理委託先は優良事業者を選定する。